省　令

○経済産業省令第二十四号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月十二日　　経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条　法第四十一条第五項の規定により機構の職員が同条第一項又は第二項の規定による立入検査をする場合及び同条第七項の規定により機構の職員が同条第三項の規定による立入検査をする場合における同条第十一項の証明書は、様式第十四によるものとする。

様式第十四を次のように改める。

（表面）

第　　号

消費生活用製品安全法第41条第１項から第３項までの規定による

立　入　検　査　証

所属及び氏名

写

押　出
スタンプ

真

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長　㊞

（裏面）

消費生活用製品安全法抜すい

（立入検査）

第41条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　（略）

５　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項又は第２項の規定による立入検査を行わせることができる。

６　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第３項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

７　主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第３項の規定による立入検査を行わせるものとする。

８～10　（略）

11　第５項又は第７項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

12　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第41条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　（略）

備考　用紙の大きさは日本工業規格Ｂ８とすること。

様式第十四の二を削る。

別表第一１．乳幼児用ベッドの項技術上の基準欄６中「異常」を「異状」に改める。

同表第一３．家庭用の圧力なべ及び圧力がまの項技術上の基準欄１⑵中「蒸気が漏れる」の下に「構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力（以下「内圧」という。）が5.0キロパスカル以上にならない」を加え、同欄２を次のように改める。

２　コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が5.0キロパスカル未満になつた後でなければ、ふたを開けることができない構造を有すること。ただし、次の各号にあつては、この限りでない。

⑴　本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルのとき、本体とふたとのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において、取つ手の先端部に107.9ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。

⑵　本体とふたとのはめ合わせ方式が落としぶた方式のもの、重ねぶた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルのとき、107.9ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。

同欄７（２）中「ゲージ圧力」を「の内圧」に改め、同欄８中「以下の圧力」を「以下の内圧（以下「安全装置作動圧力」という。）」に改め、同欄９中「前項で確認した安全装置の作動圧力」を「安全装置作動圧力」に、「内圧力」を「内圧」に、「その圧力」を「その内圧」に改め、同欄10中「であること。」の下に「また、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。」を加える。

同表第一４．乗車用ヘルメットの項技術上の基準欄１⑴を次のように改める。

１⑴　ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。

同欄２を次のように改める。

２⑴　ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。

なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格Ｔ8133（2007）乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。

⑵　帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格Ｔ8133（2007）乗車用ヘルメット6.2ｂ）に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本工業規格Ｔ8133（2007）乗車用ヘルメット6.2ａ）に適合すること。

⑶　帽体に表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。

同欄３中⑷及び⑸を次のように改める。

⑷　ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ、内装クッション及び保持装置から構成されていること。また、耳おおい、ひさし、シールド及びあごガードを備えてもよい。

なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。

⑸　著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。